

業務委託仕様書

1 業務委託名

令和6年度福岡県建築住宅センター広報コンサルタント業務委託

2 業務の目的

一般財団法人福岡県建築住宅センター（以下「センター」という。）が行っている、住まいづくりに関する情報発信をより効果的に行うため、センターが行っている事業や広報の方法を整理し、一体的に情報発信を行うことが必要である。

このため、専門的な知見を有する事業者から助言・支援を受けることにより、情報発信力の強化を図り、県民や事業者に対してより『わかりやすく・伝わる』情報提供を目指すもの。

3 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4 現状

センターでは、センター全体での「広報」及び企画情報部において「住まいづくりに関する情報提供事業」、企画情報部以外が行っている業務に係る「広報」を、下記のとおり行っている。

(1) センター全体の広報

- ・ ホームページ
- ・ パンフレット

(2) 企画情報部が実施している情報提供事業

事業名	対象	広報内容	目的
住宅情報プラザ福岡	県民	・ プラザ（場の提供） ・ イベントの開催（年1回） ・ ノベルティ ・ ブログ	公共団体の情報提供の場を共同化し、住まいに関する情報を提供 （構成員：福岡県、福岡市、県公社、市公社、住宅金融支援機構、センター）
住宅市場活性化協議会	県民 事業者	・ セミナー ・ パンフレット ・ 動画	中古住宅、住宅リフォーム市場の活性化のため、官民連携して施策の検討・情報提供を行う （構成員：金融団体、不動産団体、建設団体、北九州市、福岡市、福岡県、センター17団体）
福岡県美しいまちづくり建築賞	県民 事業者	・ パンフレット、ポスター ・ 表彰式	豊かな住宅環境の整備
生涯あんしん住宅（展示場）	県民	・ パンフレット	みんなが安心して暮らせる住宅環境の整備
住まいの健康診断（インスペクション）	県民 事業者	・ パンフレット ・ 動画	中古住宅・リフォーム市場の活性化

耐震セミナー	県民 事業者	・セミナー ・パンフレット ・動画	建物・住宅の耐震化
イエカツ	県民	・パンフレット ・動画 ・ノベルティ ・新聞、バス広告など	空き家の管理・活用の推進
マンション管理	県民	・セミナー ・パンフレット	住宅の適切な維持管理

(3) 企画情報部以外が実施している広報

- ・ ホームページ
- ・ パンフレット

5 業務内容

(1) センターに関する広報

- イ センターについて、広報に関する課題の整理を行うこと。
- ロ 既存の広報手段（ホームページ・メルマガ・チラシ作成等）や新たな広報手段（SNS 等）の活用について、効果的な助言・運営支援を行うこと。
- ハ 広報手段の提案については、長期的に運用可能なものとする。

(2) 企画情報部の事業に関する広報

- イ 企画情報部の事業について、広報に関する課題の整理を行うこと。なお、(1)より詳細、具体的な検討を行うものとする。
- ロ 既存の広報手段（ホームページ・メルマガ・チラシ作成等）や新たな広報手段（SNS 等）の活用について、効果的な助言・運営支援を行うこと。
- ハ 広報手段の提案については、長期的に運用可能なものとする。

(3) 企画情報部以外が実施している業務に関する広報

- イ 企画情報部以外が実施している業務について、広報に関する課題の整理を行うこと。
- ロ 既存の広報手段（ホームページ・パンフレット作成等）や新たな広報手段（SNS 等）の活用について、効果的な助言・運営支援を行うこと。
- ハ 広報手段の提案については、長期的に運用可能なものとする。

(4) 企画情報部のイベント・セミナーの開催

- イ 事業者や消費者等に対して、中古住宅の売買やリフォームに関する先進的な取り組みを紹介する講演会を企画・開催すること。
 - ・開催日時 令和6年11月ごろ
 - ・開催規模 100名程度
- ロ 第37回（令和6年度）福岡県美しいまちづくり建築賞の表彰式と併せて有名建築家による特別講演を企画・運営のサポートを行うこと。
 - ・開催日時 令和7年2月中旬
 - ・開催規模 150名程度
（福岡県美しいまちづくり建築賞の表彰式・特別講演の開催のための費用は、センターが負担する。）

(5) 企画情報部のセミナー開催後の情報発信

- イ 企画情報部が実施するセミナーを撮影し、映像コンテンツを作成すること
- ロ 作成した映像コンテンツを WEB 上で発信すること
- ハ 対象とするセミナーは以下のとおりとする
 - ・耐震改修セミナー (R7.1 月頃開催予定)
 - ・マンション管理セミナー (12 月頃開催予定)

6 委託料

8,125,000 円 (税込み)

- ・住宅情報プラザ福岡の広報費として 50 万円以上を計上すること
- ・住宅市場活性化協議会セミナー開催費用として 38 万円以上を計上すること
- ・住宅市場活性化協議会の広報費 (HP 作成など) として 30 万円以上を計上すること
- ・イェカツ広報費、パンフレット制作費として合計 170 万円以上を計上すること

7 打合せ及び報告

本業務の進捗・成果について、中間報告 (10 月) 及び最終報告 (3 月) に行うこと。

8 成果物

- (1) 本業務において作成した広報物 (データや成果物)
- (2) 中間報告書及び最終報告書
- (3) その他、センターが受注者との合意の上、提出を求める成果物

9 実施体制

本業務を円滑かつ確実に遂行できる体制を整備するため、広報アドバイザーやコンサルティング、広報物の制作に係る業務等の専門知識と実践経験を十分に有する者を配置すること。

10 その他

- (1) 本業務による成果物に係るすべての権利は、発注者に帰属するほか、発注者は、本業務の成果物を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。
- (2) 業務の各過程において、委託者と十分な協議を行うこと。
- (3) 受注者は、本仕様書に質疑が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項が生じたときは、発注者と十分協議を行うこと。